



ごみ

生活環境・くらし 〇 廃棄物対策課 ☎63-1881

▶ 生ごみ肥料化容器等購入設置助成制度



一般家庭から出る生ごみを減らすため、生ごみ肥料化容器等を購入した方に、購入額の2分の1の額を助成しています。

ただし、生ごみ肥料化容器(EMぼかし容器、コンポストなど)は1基につき3,000円(2基/世帯まで)、機械式生ごみ処理機は1基につき25,000円(1基/世帯まで)を限度とし、100円未満の端数は切り捨てとします。また、購入の際に割引があった場合は、割引後の金額が対象となります。

なお、購入後5年を経過し、かつ損傷等のため使用に耐えられないと認められる場合には、再助成することができます。

また、生ごみ肥料化容器の購入時にポカシを購入した方は助成限度額内で助成の対象となります。なお、助成の申請には購入時の領収書が必要です。

▶ 資源回収活動助成制度



ごみの減量化および資源化を進めるため、資源物の回収活動を行った自治会、子供育成会、PTAなどの団体に助成しています。助成対象資源は「繊維類・紙類・金属類・びん類・缶類・ペットボトル・廃食用油」で、助成金額は1kgあたり4円です。自治会とその他の団体とでは制度が一部異なります。

● 自治会による資源回収

各自治会内でごみステーションとは別に指定された資源回収場所に、収集日の前日に回収用コンテナやネットが配布されます。収集日当日の朝に自治会員によってコンテナ等を展開して頂き、各家庭から分別された資源物を出して頂きます。その後、業者が回収します。なお、紙布類は濡れてしまうと資源化できないため、雨天では出さないください。助成金の申請手続きについては、市からご案内いたします。

また、自治会資源回収に参加されていない自治会におかれましても、新規参加の相談・お申し込みは随時受付しています。

● その他の団体による資源回収

団体で資源回収を行った後、回収した資源物を団体自ら業者に売却します。その後、助成の申請をすると、助成金が支払われます。助成の申請には、資源売却時の仕切表が必要です。

▶ 剪定枝粉碎機貸出



市では、ごみの減量化・資源化を目的として、家庭や事業所から排出される植木等の枝を利用して堆肥やウッドチップ等を作ろうとする場合に剪定枝粉碎機を無料で貸出しています。処理できる枝の太さは直径3cm程度まで、借用期間は一週間です。

● 借用条件

- (1) 粉碎したチップをごみステーションおよびグリーンセンターへ排出しないこと。
- (2) 使用後は手入れをして使用期限内に返却する。
- (3) 粉碎機使用中に事故が発生した場合は、借受人において一切の責任を負うこと。
- (4) 粉碎機を紛失した場合、または借受人の取扱い不注意により故障、破損した場合は借受人において弁償する。
- (5) 粉碎機の又貸しをしない。
- (6) 粉碎機を処理請負等の事業に使用しないこと。

広告

袖ヶ浦市の環境と美化を守る

袖ヶ浦環境清掃協同組合

ともえ環境(株)
代宿一五七一一
五三二七九二〇

北石産業(有)
代宿一五七一一
六二一五二八三

芝崎商事(株)
横田一八六六
七五一二二六一

袖ヶ浦企業(株)
奈良輪七八九
六二一八二九三

📌 》ごみステーションの地区別収集日一覧表

収集日の朝8時までに決められたごみステーションに出してください。祝日及び1月1日~3日の収集は行いません。事業活動に伴い発生したごみは、ごみステーションには出せません。



地区分類	区等自治会の名称	収集地区番号(※)	燃せるごみ(指定袋)	燃せないごみ(指定袋)	ガラスびん 空き缶類	ペット ボトル 古布類・ 古紙	有害ごみ [第4週]
昭和地区	奈良輪(第1・2・3・4・6分区) 高須区 袖ヶ浦駅前(1丁目、2丁目) 富士見台自治会 牧場団地自治会 神納まきば台自治会	1	月・水・金	月	月	木	月
	坂戸市場区 袖ヶ浦シーハイツ自治会 初崎自治会	4	月・水・金	木	木	月	木
	奈良輪第5分区 福王台自治会	2	月・水・金	火	火	金	火
	神納一区 向谷下自治会	5	月・水・金	金	金	火	金
	神納東区	10	火・木・土	金	金	火	金
長浦地区	今井区 今井中央自治会 今井東自治会 蔵波第1分区 ラミール千葉袖ヶ浦自治会 長浦駅前7丁目自治会 長浦県営自治会 長浦若葉自治会 久保田(新屋敷・迎村・白根・渋田・浜宿分区) 浜宿団地自治会 久保田ベイヒルズ自治会 スカイヒルズ自治会 久保田パークサイド自治会 寒沢南自治会	8	火・木・土	水	水	土	水
	今井3丁目なぎさ自治会	4	月・水・金	木	木	月	木
	蔵波(第2・3分区) 蔵波台(3・7丁目・若草東・西自治会)	9	火・木・土	木	木	月	木
	蔵波第4分区	10	火・木・土	金	金	火	金
	蔵波第5分区 外野区 上久保田自治会 久保田笠上分区 代宿区 橘東分区	11	火・木・土	土	土	水	土
	橘西分区 橘西萩原公園前自治会 フォレストヴィレッジ自治会 神納2452番地周辺	3	月・水・金	水	水	土	水
	蔵波台(1・2・4丁目・みどり自治会) 蔵波県営住宅自治会	6	火・木・土	月	月	木	月
	蔵波台5丁目自治会	12	火・木・土	月	月	水	月
	長浦駅前(1・2・3・4丁目自治会)	2	月・水・金	火	火	金	火
	長浦駅前(5・6・8丁目自治会) 長浦駅前市営住宅	5	月・水・金	金	金	火	金
	根形地区	飯富区 市営飯富団地自治会 下新田区 三ツ作区 大菅根区 野田区	11	火・木・土	土	土	水
のぞみ野第1自治会		1	月・水・金	月	月	木	月
勝区 のぞみ野第2自治会		6	火・木・土	月	月	木	月
平岡地区	永地区	1	月・水・金	月	月	木	月
	野里区 花房平自治会 大山田自治会	3	月・水・金	水	水	土	水
	上泉第1分区	4	月・水・金	木	木	月	木
	下泉区 上泉第2分区 滝ヶ沢自治会 もみの木台自治会 永吉区	9	火・木・土	木	木	月	木
	三箇区 鹿島区 三箇引地自治会	8	火・木・土	水	水	土	水
	高谷区 川原井区 林区 明光台自治会	11	火・木・土	土	土	水	土
	岩井区	6	火・木・土	月	月	木	月
中川・富岡地区	成蔵区 野添区 三谷区	1	月・水・金	月	月	木	月
	百目木区 堂谷区 小路第1区 小路団地 上宿区 中下区 中川団地自治会 山中区	2	月・水・金	火	火	金	火
	小路第2区	7	火・木・土	火	火	金	火
	大鳥居区 下根岸区 阿部区 打越区 打越団地自治会 大竹区 滝の口区 滝の口ファミリータウン自治会 吉野田区 岩井作区 玉野区 上宮田区 下宮田自治会	5	月・水・金	金	金	火	金

※収集地区番号は、ごみカレンダーを利用するうえで、お住まいの地区に合ったカレンダーを識別するために設けられた番号です。

▶ **ガイドブック及びごみカレンダーをご利用ください**

市では、「ごみと資源物ガイドブック」と、ガイドブックの内容を簡潔に1枚の紙にまとめた「ごみと資源物の出し方(日常用)」を発行しています。

ごみと資源物の分け方や出し方がわからないときは、ガイドブックをご覧ください。

また、ごみと資源物の収集日が一目でわかる「袖ヶ浦市ごみカレンダー」を毎年配布していますので、ガイドブックと併せてご活用ください。

ガイドブックは転入時に、ごみカレンダーは毎年自治会及び賃貸物件管理会社の一部を通して配布しています。このほかに次の各窓口でも配布しています。

- ・市役所環境管理課
- ・長浦行政センター
- ・平川行政センター
- ・袖ヶ浦クリーンセンター



▶ **ごみステーションで収集するもの(収集日の朝8時までに出してください)**

	主なもの	出し方・注意事項
燃せるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・紙くず、繊維類 ・プラスチック、ビニール類 ・ゴム、皮革類 ・台所ごみ(生ごみ) ・草葉類(※土は落として下さい) 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃せるごみを出すときは、あらかじめ袖ヶ浦市指定ごみ袋「燃せるごみ専用」をご購入ください。指定袋は、市内の「ごみ指定袋取扱店」で取り扱っています。 ・燃せるごみ以外を混入させないでください。 ・台所ごみの水分はよく切ってから出してください。 ※紙類・ペットボトルはできるだけ資源物として出してください。
燃せないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・金属類 ・せともの、陶器類 ・電気機器(市で処理できない家電を除く) ・ガラス、鏡等 ・刃物類 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃せないごみを出すときは、あらかじめ袖ヶ浦市指定ごみ袋「燃せないごみ専用」をご購入ください。指定袋は、市内の「ごみ指定袋取扱店」で取り扱っています。 ・指定袋に入らない大きさのものは粗大ごみとなります。 ・割れたガラスや刃物類は危険なので、新聞紙等に包んで「キケン」と明記してから出してください。 ※びん・缶はできるだけ資源物として出してください。
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・エアゾール缶(スプレー缶)、カセットボンベ ・ライター ・水銀を使用しているもの(温度計、体温計、血圧計など) ・蛍光灯、蛍光管、電球、豆電球 ・乾電池 ・ビデオテープ、カセットテープ類 	<p>エアゾール缶(スプレー缶)・カセットボンベは中身を使い切ってから出してください。穴を開ける必要はありません。ライターは中身を使い切ってください。</p> <p>蛍光灯は販売用の箱などで、割れないよう保護してから出してください。</p> <p>有害ごみは、指定袋で出す必要はありません。種類ごとに透明又は半透明の袋に入れて出してください。</p> <p>収集日は、毎月第4週の月曜日から土曜日のうち、地区指定の曜日です。ただし、収集日が祝日の場合は翌週の収集となりますので「ごみカレンダー」でご確認ください。</p>
資源物	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスびん(飲料用・調味料) ・空き缶類(飲料缶・食品缶) ・ペットボトル(飲料用・調味料) ・古布類 ・古紙(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・品目ごとに分別し、透明又は半透明の袋に入れて出してください。 ・ガラスびん、空き缶類は、内容物が残らないようゆすいでください。ガラスびんのキャップは外してください。 ・ペットボトルは、キャップ、ラベルを外し、内容物が残らないようゆすいでください。 ・食器などのガラス製品やペンキ缶等は、燃せないごみとして出してください。 ・作業着や冬物、汚れ、臭いが付いている衣類は、燃せるごみとして出してください。 ・濡れると資源とならない古紙、古布類は雨の日に出さないでください。 ※自治会によって資源回収事業を実施しておりますので、実施している自治会についてはこちらでもご利用ください。

広告

袖ヶ浦市の皆さまへ

遺品整理・生前整理・空き家片付け・不用品片付け

メディア出演多数あり!
TV:TBSテレビ(ピピット)
RADIO:bayfm78

総合片づけサービス にじいろ
オフィス・店舗片付け お見積り無料です

サービス内容
農機具買取、ゴミ屋敷、草木伐採
家具・庭石・物置(片付け全般)
運搬作業全般、1点からお受付

運営会社:株式会社 alife 千葉県千葉市若葉区若松町111-26
【電話受付時間】 8:00~20:00

まずはお気軽にお電話ください! ☎ **0120-905-708**

認定許可 遺品整理士 第1505783号・古物商 第441400001411号・整理収納アドバイザー・ケアマネジャー・介護福祉士

一般廃棄物収集運搬業

オフィス・飲食店等の事業系
一般廃棄物(可燃物・不燃物・
ダンボール)を収集致します。

匠. 開発株式会社

袖ヶ浦市飯富1081

☎ (0438) **62-1048**
FAX (0438) **62-0531**

粗大ごみの出し方

粗大ごみは、ご自宅まで引取りに伺う方法(戸別収集)か、自らクリーンセンターへ持ち込む方法のいずれかとなります。

※粗大ごみをごみステーションに出すことはできません

粗大ごみとは…指定袋に入らない大きさのものとします。ただし、市で処理できないものは除きます。

例:家具類(机・タンスなど)、寝具・敷物類(ベッド・マットレスなど)、生活用品類(衣装ケースなど)、電気製品類(楽器など)、趣味・遊具類(スーツケースなど)、その他(車いす・枝木など)

粗大ごみの戸別収集・持ち込みは、事前に袖ヶ浦クリーンセンターへ電話で予約してください。

○予約ダイヤル ☎63-1000

○予約受付日時 月曜日から金曜日(年末年始及び祝日を除く)午前9時から午後4時

※戸別収集の予約は希望日の2日前(日・祝日・年末年始除く)まで。

○クリーンセンター持ち込み受付日時 月曜日から土曜日(年始及び祝日を除く)午前9時から11時30分 午後1時から4時

○粗大ごみ処理手数料

・戸別収集の場合…1点あたり500円又は1,000円(粗大ごみ処理券をあらかじめ購入)

※粗大ごみ処理券(1枚500円)は、市内の「粗大ごみ処理券取扱店」で購入してください。

・持ち込みの場合…10kgあたり100円(クリーンセンター窓口での現金払い)



使用済小型家電リサイクル

家庭ごみ(燃せないごみ)の中から対象となる使用済小型家電をリサイクルし、資源の循環的利用を図ります。対象となる使用済小型家電は、クリーンセンターやイベント等の会場に持ち込んで頂いた場合は無料で引き取ります。



対象品目	出し方
携帯電話端末・PHS端末、パソコン(モニター含む)、電話機、ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、映像用機器(DVDプレーヤ/レコーダ、ビデオテープレコーダなど)、音響機器(デジタルオーディオプレーヤ、ヘッドホン、補聴器など)、補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリアディアなど)、電子書籍端末、電子辞書、電卓、理容用機器(ヘアドライヤー、電気かみそり、電動歯ブラシなど)、ゲーム機(据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機など)、カー用品(カーナビ、カーオーディオなど)、これらの付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等)	<p>①指定袋(燃せないごみ専用)に入れて、ごみステーションに出します。クリーンセンターで分別するので、他の燃せないごみと一緒に出せません。※携帯電話端末・PHS端末、パソコン、補助記憶装置は、個人情報保護のため、ごみステーションには出さないでください。</p> <p>②クリーンセンターに持ち込みます。持ち込まれた対象品目は無料で処理しますので、あらかじめ、クリーンセンターに電話で予約をお願いします。予約ダイヤル ☎63-1000 ※予約受付日時、持ち込み受付日時は粗大ごみと同じです。</p> <p>③イベント等の回収ブースに持ち込みます。持ち込まれた対象品目は無料で回収します。イベント実施は広報等でお知らせします。</p> <p>④専用の回収BOXへの持ち込み 持ち込まれた対象品目は、無料で回収します。回収BOXは市役所、長浦公民館、平川公民館の1階ロビーにあります。また、投入できるのは30×45×10cm程度までです。</p>

資源回収自治会事業(コンテナ等による資源物の回収)

資源回収自治会事業では、ごみステーションではなく、自治会に回収用コンテナ等を設置して、週1回資源物を集めています。コンテナ等の設置場所や回収曜日は、加入している自治会等にお問い合わせください。資源回収できるものは、家庭から出る「ガラスびん」「空き缶類」「ペットボトル」「ペットボトルキャップ」「新聞紙」「ダンボール」「紙パック」「雑誌」「雑がみ」「布類」「廃食用油」です。

市では収集・処理できないもの

産業廃棄物や、家庭から排出されるもののうち法律でリサイクルすることが指定されているもの、市で処理が困難なものなどは、市で処理することはできませんので、指定のリサイクル方法や販売店、専門業者等を通して処分してください。



種類	主なもの
家電リサイクル対象品	テレビ、エアコン、冷凍庫、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機
自動車・オートバイ関係	自動車、オートバイ等の本体、タイヤ、バッテリー、マフラー等の部品
液状のもの	油、薬品、塗料、ガソリン、灯油など
木の幹、木の根	太さ直径15cm又は長さ2mを超える木、木の根
石、コンクリート製品等	石、土、砂、瓦、コンクリート製品、ペットトイレ用の砂(鉱物性)、レンガなど
建築廃材など	石膏ボード、流し台、洗面化粧台、風呂(浴槽)、便器、井戸用ポンプなど
発火の危険性があるもの	ガスボンベ、火薬、固形燃料(着火剤)など
処理が困難な金属類	耐火金庫、ドラム缶、ワイヤーなど
機械類	チェーンソー、エンジン式刈り払い機、電動車いす、電動カート、農業用機械
その他処理ができないもの	FRP製品、在宅医療用の注射器、注射針、消火器、ピアノなど



》こんな場合は

引っ越しや大掃除、庭木の剪定で多量のごみが出た	ごみステーションには出さずに、クリーンセンターに自ら持ち込むか、袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼してください。
飼っていたペット(犬猫等)が亡くなったので処分したい	クリーンセンターで処分(有料)できますので、クリーンセンターにお問い合わせください。ただし、廃棄物として処分しますので、立会い、お骨の持ち帰りなどはできません。
火災で発生した廃材を処分したい	火災廃材の処分方法をご案内しますので、クリーンセンターにお問い合わせください。
災害で使えなくなった家具を処分したい	災害廃棄物の処分方法をご案内しますので、クリーンセンターにお問い合わせください。

》袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧(令和3年3月現在 家庭ごみの収集運搬許可業者)

許可業者名	所在地	電話番号
袖ヶ浦企業株式会社	奈良輪789	62-8293
傷友環境有限会社	岩井634	75-8050
有限会社大昌	蔵波台1-4-18	64-0641
匠. 開発株式会社	飯富1081	62-1048

許可業者名	所在地	電話番号
芝崎商事株式会社	横田1866	75-2161
株式会社海星興業	久保田1-5-2	63-2981
袖ヶ浦興産株式会社	蔵波26-2	62-1111

浄化槽

浄化槽

📍 廃棄物対策課 ☎63-1881

》合併処理浄化槽設置事業補助制度

市内(下水道認可区域、下水道計画区域、工業専用地域および農業集落排水事業の採択を受けた地域等を除く)において、合併処理浄化槽を設置する方に設置費の一部を補助しています。

なお、合併処理浄化槽設置事業補助制度における対象区域や補助金額等は、年度により変更となる場合がありますので、詳しくは廃棄物対策課までお問い合わせください。

(新築または増改築等に伴い合併処理浄化槽へ転換するときは新設の額になります。)

● 補助限度額

種別	人槽区分	新設	転換(増改築に伴う場合は除く)
高度処理(N20型)型合併処理浄化槽	5人槽		384,000円
	6~7人槽	補助対象外	462,000円
	8~50人槽		585,000円
高度処理(N10型)型合併処理浄化槽	5人槽	300,000円	474,000円
	6~7人槽	330,000円	615,000円
	8~50人槽	390,000円	723,000円
高度処理(P型)型合併処理浄化槽	5人槽	300,000円	384,000円
	6~7人槽	330,000円	462,000円
	8~50人槽	390,000円	585,000円
高度処理(BOD型)型合併処理浄化槽	5人槽	489,000円	489,000円
	6~7人槽	654,000円	654,000円
	8~50人槽	903,000円	903,000円
高度処理(N&P型)型合併処理浄化槽	5人槽	528,000円	528,000円
	6~7人槽	693,000円	693,000円
	8~50人槽	963,000円	963,000円

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る上乗せ額 180,000円
汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換に係る上乗せ額 100,000円

高度処理型合併処理浄化槽の表記は以下のとおり。

N20型…放流水の総窒素濃度(T-N)が10mg/ℓを超え、20mg/ℓ以下の機能を有するもの

N10型…T-Nが10mg/ℓ以下の機能を有するもの

P型…放流水の総リン濃度(T-P)が1mg/ℓ以下の機能を有するもの

BOD型…BOD除去率97%以上かつ放流水のBOD5mg/ℓ(日間平均値)以下の機能を有するもの

N&P型…T-Nが20mg/ℓ以下かつT-Pが1mg/ℓ以下の機能を有するもの



生活排水処理施設設置事業補助制度

生活排水の放流先のない地域において、快適な住環境の整備と地下水の汚濁防止を図るため、バクテリアや毛管現象を利用して排水を敷地内で気化蒸発させるための下水処理装置を設置する方に設置費の一部を補助しています。(下水道認可区域、下水道計画区域、工業専用地域および農業集落排水事業の採択を受けた地域を除く)

対象建物	補助率
専用住宅 共同住宅 下宿・寄宿舎 および店舗等 併用住宅	設置費の2分の1 (限度額:200,000円)

浄化槽の設置後は検査が義務づけられています

●法定検査を受けましょう

浄化槽の使用者は、浄化槽が正しく機能しているかどうか、使用開始後および1年毎に法定検査を受けましょう。

○7条検査

浄化槽使用者は、使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に、県の指定した検査機関の水質検査を受けることが義務づけられています。(浄化槽法第7条検査)

この検査は、水質等を検査することにより、主に、浄化槽の設置工事等が適正に行われたか否かを判断するものです。

○11条検査

浄化槽使用者は、7条検査のほか年1回、県の指定した検査機関の定期検査を受けることが義務づけられています。(浄化槽法第11条検査)

この検査は、保守点検および清掃が適正に行われているか否かを判断するものです。

●定期的に保守点検を実施しましょう

○保守点検の委託は、知事登録をした業者へ

浄化槽の使用者は、浄化槽を常に良好な状態に保ってお

くため、定期的に保守点検をする義務があります。(浄化槽法第10条)

また、保守点検を行うだけの専門的な技術をもっていない場合は、知事登録を受けた保守点検業者に委託してください。

●浄化槽の清掃について

○清掃の委託は、市の許可を受けた業者へ

浄化槽内部では汚泥などが徐々にたまり、そのまま放置すると放流水とともに流れてしまうだけでなく、浄化槽の機能不良の原因ともなります。

保守点検業者の指示に従い、市の許可を受けた業者に依頼して適切に清掃してください。

また、必ず浄化槽は元の水位まで水張りをしてから使用してください。

●法定検査に関する相談窓口

○7条検査および11条検査

一般財団法人 千葉県環境財団

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1

☎043-246-2079

●保守点検および清掃に関する相談窓口

社団法人 千葉県環境保全センター

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1

☎043-245-4222

●浄化槽清掃業許可業者

業者名	住所	電話番号
袖ヶ浦興産(株)	蔵波26-2	62-1111
(株)君津清掃設備工業	横田3954	75-3194
(株)ホワイト	木更津市新田3-5-15	0438-23-4421
(株)KOUZUKI	木更津市万石580-1	0438-41-5306
(株)市原防疫	市原市姉崎854	0436-62-0011



水道

水道

○かずさ水道広域連合企業団 ☎38-3276
ヴェオリア・ジェネッツ(株)袖ヶ浦営業所 ☎60-1488

2019年4月1日より、君津地域の水道事業統合広域化により、『かずさ水道広域連合企業団』が水道事業を行っています。

》こんな時は届け出を

●次のようなときは、早めに水道料金等徴収委託会社にご連絡ください。

- 引っ越しをしてきたとき
- 引っ越しをするとき
- 長期間水道を使わないとき

広告

電気・水回り工事

給水 給排水/エアコン/給湯器
電気 家電・照明・リフォーム

かずさ水道広域連合企業団
指定給水装置工事事業者

(有)飯島設備

袖ヶ浦市飯富1628-2
☎(0438) **63-0748**
FAX(0438) **63-1746**

かずさ水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者 ☎0438-62-5111
株式会社 大久保 袖ヶ浦市百目木945番地1 FAX 0438-62-1009

・使用者の名義を変更するとき

・口座振替の手続き

○連絡先

水道料金等徴収委託会社

ヴェオリア・ジェネッツ(株)袖ヶ浦営業所

☎60-1488

○営業時間

月～土 午前8時30分～午後5時15分

*日曜日、祝日、年末年始の12月29日～1月3日は営業していません。

●宅地内の水道配管を工事するときは、かずさ水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者(指定工事店)に依頼し、お申込みください。なお、指定工事店については、かずさ水道広域連合企業団のホームページをご確認ください。

▶水道メーターの検針

検針は、隔月の1日から10日頃にかけて検針日を定めて、ヴェオリア・ジェネッツ(株)が各戸に伺います。このときに検針票で使用水量をお知らせします。あわせて、異常水量や漏水などを確認した場合は、お知らせしています。

▶水道料金の計算方法

水道料金は、基本料金と水量料金から計算します。

※右記の表は令和元年10月1日の料金改定以降のものです。

○料金表(消費税込み)

種別	基本料金(2カ月につき)		水量料金(1mにつき)	
	口径	料金	水量区分	料金
一般用	13mm	1,265円	1m ³ ～20m ³	141.9円
	20mm	1,980円	21m ³ ～40m ³	174.9円
	25mm	3,333円	41m ³ ～60m ³	224.4円
	30mm	5,071円	61m ³ ～100m ³	261.8円
	40mm	10,175円	101m ³ ～300m ³	319円
	50mm	17,413円	301m ³ ～500m ³	363円
	75mm	45,947円	501m ³ ～	399.3円
	100mm	93,115円		
150mm	241,868円			
臨時用		1m ³ につき	550円	

○問い合わせ

かずさ水道広域連合企業団 ☎(代)38-3276

ヴェオリア・ジェネッツ(株)袖ヶ浦営業所

☎60-1488

▶水道が漏水・故障したとき

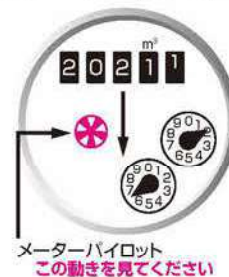
漏水は、はじめのうちは少量でも、日がたつにつれ多くなり貴重な水が無駄になるばかりか、料金も高額な請求となってしまうので、日ごろからの注意が必要です。

●こんなときは注意

- ・前回に比べて水道の使用量が増え、水道料金が高額となった。
- ・地面がいつも湿っている。
- ・壁などが濡れている。
- ・水洗トイレを使用していないのに水が流れている。 など

●水道メーターによる漏水の確認

使用している蛇口を全て閉止し、水道メーター内の銀色のメーターパイロット(下図矢印部分)を確認して、回転していれば漏水していることとなります。



生活・環境

広告

快適な住いは **水** まわりから

■給排水・衛生設備 ■冷暖房設備
■浄化槽設置 ■土木・舗装工事

■各工事、修理承ります お気軽にお電話下さい

長浦設備株式会社

☎(0438)62-2754
FAX(0438)63-3167
袖ヶ浦市蔵波112

sigematu 空調衛生設備工事
施設保守管理
住宅設備機器販売

株式会社 しげまつ

建築許可 管工事業 千葉県知事許可(般-30)第45164号

〒299-0245 袖ヶ浦市蔵波台5-8-10
TEL 0438-53-7705
FAX 0438-53-7706

http://www.shigemathu.com
しげまつ 袖ヶ浦

かずさ水道広域連合企業団
指定給水装置工事事業者
千葉県知事許可(般-29)第12642号

水廻りでお困りの事が
ございましたらご一報下さい

株式会社 田辺設備

袖ヶ浦市上宮田588

TEL 0438-75-5001(代)
FAX 0438-75-7160

● 宅内で水道が故障したとき

(1) 応急手当

水道メーターボックスの中にある止水栓を閉めてから、指定工事店に連絡してください。バルブは時計回りに回すと閉まります。

(2) 修理の申し込み

指定工事店に依頼してください。その際は、住所、氏名、電話番号および故障の状況を伝えてください。

▶ 道路などで水道管の漏水を発見したとき

下記までご連絡ください。
 かずさ水道広域連合企業団 浄水2課 ☎23-0743

下水道・農業集落排水

使用料

📍 下水対策課 ☎62-3651

▶ 下水道および農業集落排水使用料

下水道・農業集落排水への接続工事が完了し、使用開始できる状況になったときから使用料がかかります。



● 料金額

(1) 水道水を使用しているご家庭…

水道水量を汚水排除量として下の料金表で算定します。

(2) 井戸水を使用しているご家庭…

井戸水量を測定するメーターを設置し、計量された水量で算定します。

(3) 事業用のため使用水量と汚水排除量が著しく異なる場合は申告制度があります。

○ 下水道・農業集落排水使用料計算表 (税込)

区分	汚水排除量	料金
一般汚水	基本使用料	20㎡まで 2,158.20円
	超過額 1㎡につき	21㎡～40㎡まで 126.50円
		41㎡～60㎡まで 148.50円
		61㎡～100㎡まで 172.70円
		101㎡～300㎡まで 188.10円
		301㎡～500㎡まで 205.70円
501㎡以上 224.40円		
臨時用	1㎡につき	204.60円

*2か月分の料金であり、汚水排除量が20㎡に満たない場合は、20㎡の料金を適用します。ただし、臨時用を除く。

● 使用料の納付

2か月ごとにメーターの検針を行い、水道料金と併せて納入していただきます。支払い方法は窓口払い(銀行・コンビニ等)の他、便利な口座振替もあります。

● 転居の場合は

転居等をする場合は、あらかじめご連絡ください。そのときに「公共下水道・農業集落排水使用休止届」を提出していただきます。届け出がない場合、届け出のある日まで料金を徴収することとなります。なお、転居等の場合は下記にご連絡ください。

○ 連絡先

ヴェオリア・ジェネッツ(株)袖ヶ浦営業所
 ☎60-1488

○ 営業時間

月～土曜 午前8時30分～午後5時15分
 (※日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は営業していません。)

下水道

📍 下水対策課 ☎62-3651

▶ 下水道が使える区域では

快適で衛生的な環境作りのため、市では公共下水道の整備を進めています。

● 汲み取り便所又は浄化槽を設置しているご家庭について

下水道法により、下水道への接続義務が定められておりますので、早期に公共下水道へ接続するようお願いいたします。

● 下水道処理区域内に新築するご家庭は…

公共下水道へ接続しないと建築基準法の許可が受けられません。

▶ 排水設備工事

公共下水道への排水設備工事は、市に登録のある指定排水設備業者へ依頼してください。工事の設計や施工、水洗便所改造事業助成金(貸付金)の交付申請など一連の手続きも代行します。

▶ 受益者負担金

下水道の整備に伴い受益者の方から、建設費の一部を負担していただくものです。

土地に対して1回限り賦課されるもので、地区ごとに定められた単価で計算されます。

納付義務者は、賦課対象区域の土地所有者、または土地に対して権利を持っている方(地上権者、借地権者など)です。

納入方法は1年を4期に分け、5年間20回分割で納めていただきますが、1年分あるいは全額を一括して納めることもできます。

▶ 助成金制度

	対象者	金額	要件
無利子貸付金	一般住宅	1槽につき 60万円以内	次の要件を全て満たす方 ①処理区域内の建築物所有者。または、所有者の同意を得た建築物の使用者 ②償還能力のある方 ③市税、下水道受益者負担金、下水道使用料を滞納していない方 ④確実な連帯保証人のある方
	アパート貸店舗事業所	1槽につき 100万円以内	
	返済方法	48回の月賦返済	

農業集落排水

📍 下水対策課 ☎62-3651

▶ 農業集落排水事業とは

農業用排水の水質保全及び農村地区の生活環境の改善を図るため、家庭から排出されるし尿、生活雑排水を処理するための施設を整備する事業です。

▶ 排水設備工事

農業集落排水の宅内工事の申請及び施工については、市に登録のある指定排水設備業者(下水道と同じ)へ依頼してください。なお、平成24年度から平岡地区の一部が接続可能となりましたので、早期に接続していただきますようお願いいたします。



道路

道路

土木管理課 ☎62-3558

道路占用

道路に一定の工作物や物件、施設を設け、継続して道路を使用することを道路の占用といいます。電気やガス、上下水道などの公共的なものや、広告物・アーケードなどで市道を占用するとき、U字溝にコンクリート蓋やグレーチング等の占用をするときは許可を受けてください。



道路工事施行承認

駐車場と道路に段差がある箇所などで、車を乗り入れるために鉄板や段差解消ブロックなどを道路に設置している状況が見受けられます。

これらの行為は、歩行者やバイク、自転車の転倒事故を起こす原因となります。また、雨天時には道路の排水機能をさまたげ、道路冠水の原因となります。

駐車場と道路の段差を解消するには、「道路工事施行承認申請」手続きをして、歩道や縁石の切下げ工事をしてください。

市道の幅員証明

土木管理課窓口にてお申し込みください。(手数料1通300円)

道路照明灯・カーブミラー・標識

道路照明灯の球切れや、カーブミラー・標識等の破損を発見した場合、お手数ですがご連絡ください。

道路や道路側溝等

舗装やU字溝等道路施設の破損を発見した場合、お手数ですがご連絡ください。

境界確定

家屋の新築・増築、塀の築造、土地の測量や登記などをする際は、私有地と市有地(道路・水路など)との境界を確認してください。

立会による境界の確認が必要な場合があります。

ペット

犬を飼っている方に

環境管理課 ☎62-3413

飼い犬の登録

犬を飼う場合、1匹につき生涯1回の登録が必要です。

また、毎年1回必ず狂犬病予防注射を行い、市役所窓口で注射済票の交付を受けてください。

※犬の登録・狂犬病予防注射済票の交付は、市と契約している動物病院でも行うことができます。

※また、狂犬病予防注射の料金は病院により異なります。

なお、登録手数料は、3,000円、狂犬病予防注射済票交付手数料は550円かかります。

●市と契約している市内の動物病院

動物病院名	住所	電話番号
袖ヶ浦動物病院	蔵波台7-16-6	63-6111
里見動物病院	蔵波台6-1-1	63-3245
アン動物病院	蔵波台5-17-6	63-6713
よこた動物の病院	横田3737-17	75-5900
ますみ犬猫病院	福王台4-1-1	63-9599



広告



袖ヶ浦動物病院

診療時間
AM9:00~12:00 PM3:00~7:00
日曜午前のみ診療 休診 木曜・祝日

〒299-0245 袖ヶ浦市蔵波台7-16-6
TEL 0438-63-6111



生活・環境

広告

アスファルト舗装工事から一般住宅外構工事まで お気軽にお問い合わせください!



一般土木・アスファルト舗装工事
エクステリア外構工事設計施工
元気な仲間も募集中!

株式会社 大岩

本社 千葉県袖ヶ浦市三箇 1062 番地 16
営業所 千葉県袖ヶ浦市勝 118 番地 2
電話 0438 (63) 0968
fax 0438 (62) 3307

Instagram: @OHIWA0818

未来の子供たちに繋がる道づくり





袖ヶ浦市営墓地公園

袖ヶ浦市営墓地公園 環境管理課 ☎62-3413

- 所在地 林914番地 ☎75-7234 1,482区画
- 交通アクセス JR袖ヶ浦駅から平川行政センター行きバスで農協平岡支店前で下車徒歩25分
JR姉ヶ崎駅から姉崎線バス(茅野行き)で大山田で下車徒歩5分
- 開園時間 通常 午前8時30分～午後5時
夏期(7月1日～8月31日)午前7時30分～午後6時
冬期(11月1日～2月28日)午前8時30分～午後4時
(お盆・彼岸の時期は開園時間が延びます)
- 開園日 1月1日～1月3日を除く毎日(休日も開園しています)



●墓地公園の規模 (令和3年4月現在)

区分	規模	街区	区画数
芝生墓地	4.00平方メートル	1街区	302区画
普通墓地	4.95平方メートル	2街区	400区画
	6.00平方メートル	3街区	255区画
	9.00平方メートル	4街区	55区画
	4.00平方メートル	5街区	470区画
1,482区画			

現在は、返還墓地の再販売を行っております。

- 永代使用料244,000～540,000円
- 年間管理料4,680円(市内在住者)
※使用許可後に市外へ転出された方は6,200円となります

年間管理料は、墓地公園全体の公共的管理料です。

許可を得ている区画については、個人で清掃等をしてきれいに保つよう心がけてください。



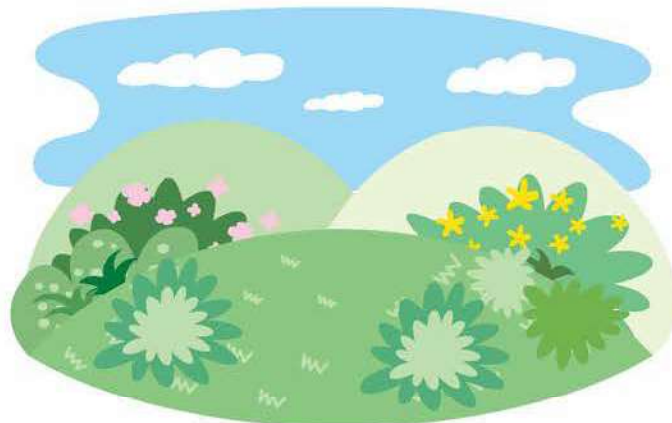
火葬費助成金

火葬費助成金

環境管理課 ☎62-3413

市内に住所を有する方が死亡し火葬を行った場合、その費用の一部を助成します。

助成額は、自己負担額5,000円を超える部分について、55,000円までの額です。火葬が終わってから申請してください。



樹木葬墓地

里山の自然にかえる樹木葬墓地。家族で使用できる区画型の「森の苑」。墓地使用と永代供養で80万円より。ペット埋葬可。

普通・有期限墓地

承継不要で負担の少ない墓地。墓石込みで100万円程度。(区画面積1.8㎡) 30年後は真光寺合葬墓へ。

葬儀・仏事

菩提寺が無い方のご葬儀など、仏事全般のご相談もお受けしています。



真光寺

曹洞宗 真光寺 真光寺 樹木葬 横須

〒299-0201 千葉県袖ヶ浦市川原井 634 お問い合わせ 午前9時～午後5時 無休

資料請求・ご見学を随時受け付けています。 **0438-75-7365**

袖ヶ浦市指令第1394号 許可番号第2-1号 (R2-7-28)

<https://www.shinko-ji.jp/>



宗旨・宗派は問いません。どなたでもご利用できます。

心を込めたお手伝いをさせていただきます。

東清会館

— 神応寺教義場 —

[本社](有)東清造花店
木更津市日の出町100-157 TEL0438-98-8741
(有)東清造花店 福王台店
袖ヶ浦市福王台1-17-7 TEL0438-63-8741

袖ヶ浦市神納2413-3

TEL 0438-60-8741 24時間受付

ホール内お気軽にご見学下さい。

一級石材技能士のいる 伝統と実績のある石材店

袖ヶ浦・市原地区での施工多数

お墓のリフォームやお掃除、
その他お墓にまつわる事、
何でも承ります。

栗 有限会社 中西石材店

TEL 0436-61-0210

【本社】市原市姉崎 5 9 0

中西石材店

市営墓地公園前

平川石材店

墓石/燈籠/仏壇仏具

見積無料

袖ヶ浦市高谷 1 5 1 1

TEL 0438-75-7292

FAX 0438-75-4127




各種法要、ご供養、水子供養承ります(予約制)
毎月一日は御護摩祈禱会、その他写経会、座禅会等実施しております。お気軽に御参加下さい。

宗教法人 成龍寺

本山：袖ヶ浦市久保田 3212

TEL 0438-63-7722 (代)

FAX 0438-63-0666

日本製鉄君津労働組合指定店

ご供養をお手伝いして百有余年
明治35年創業のお仏壇専門店

取扱品

仏壇・仏具・位牌・寺院仏具・各宗正式念珠・ローソク
香(松菜堂・鳩居堂他)・経本・カセット・神棚・神具・神社用品
記念品・ちょうちん・墓参・床間・家紋用品・修理も承ります

やすらぎの心

仏壇の松本

☎0438-23-2676 佛壇の松本

木更津市大和2丁目2-2 東口駅前大通り

営業時間/9:30~18:30 仏壇公正取引協議会

<http://www.but Sudan-matsumoto.com/>

地域最大級の大型公園墓地



受付時間/AM9:00~PM5:00

<p>永代使用料 1.5㎡/15万円より</p> <p>・宗派は問いません どなたでもご利用いただけます。</p> <p>・ご遺骨はなくても購入可能</p> <p><small>袖ヶ浦市指令第80号 許可番号第22-1号 (022-7-6)</small></p>	<p>宗派・宗派は問いません。どなたでもご利用いただけます。</p> <p>ご遺骨がなくても墓地、墓石の購入が可能です。最近、生活設計として生前に墓地を求められる方が増えてきています。</p>
--	--

地域最大級の大型公園墓地 <http://www.kisarezu.co.jp>

袖ヶ浦 平成霊園

資料請求お申込み **☎0438-60-1194** 木更津石材園 袖ヶ浦市 0438-2676

Maple Hall Yokota
総合葬祭式場

メープルホール横田

◎地域で一番の安心と信頼を目指します。

◎まごころを込めたご葬儀を目指します。

◎低価格で質の高いサービスを目指します。



木更津北インターより3分

お気軽にお問い合わせください 24時間 年中無休

☎0800-800-4334

袖ヶ浦市横田4442-2 TEL 0438-80-4440 FAX 0438-80-4442

生活・環境